平成２５年（フ）第１０８号
山口県下関市豊北町大字田耕5087番地の１
破産者　豊北みどり産業株式会社
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
高知市本町２丁目３番23号
破産者　有限会社異国の物置
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８１号
福岡県中間市大根土14番104号
破産者　間地　佑磨
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８２号
福岡県中間市大根土14番104号
破産者　間地菜津美（旧姓斉田）
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２４号
最後の住所佐賀県小城市小城町213番地
破産者　亡谷口征一相続財産
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
熊本県合志市須屋2098番地17
破産者　有限会社ハンズ
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９９号
沖縄県沖縄市知花４丁目33番７号
破産者　有限会社島尻商会
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５４７号
東京都八王子市北野町529番地10
破産者　安部光太郎
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８０９号
東京都福生市大字福生2250番地68
破産者　横田　大輔
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８８号
長野県安曇野市穂高1437番地４
破産者　第五設備工業株式会社
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７６号
長野県諏訪郡下諏訪町4699番地15
破産者　株式会社高田屋
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１１３号
三重県三重郡川越町大字高松1424番地１
破産者　三重可鍛工業株式会社
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
三重県いなべ市北勢町南中津原1357番地、住民票上の住所三重県桑名市大字小貝須779番地10
破産者　水越　勝巳
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
三重県桑名市外堀99番地
破産者　モリシタ設備工業株式会社
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
名古屋市港区入場２丁目2405番地の１　センチュリーパーク入場一番館702号
破産者　鈴木　直樹
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
三重県四日市市西坂部町2369番地
破産者　岩谷　吉章
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
三重県三重郡菰野町大字田口新田字澤234番地
破産者　タチナカ工業有限会社
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
奈良県大和郡山市今国府町136番地１
破産者　有限会社オリエンタル食堂
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２３号
岡山県倉敷市児島田の口５丁目１番10号、開始決定時の住所岡山県倉敷市児島唐琴１丁目14番22号
破産者　清原　　繁
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７７号
広島県神石郡神石高原町阿下430番地
破産者　馬屋原工業有限会社
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１０２８号
福岡市中央区小笹１丁目20番43号
破産者　中村　真一
１　決定年月日　平成26年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０７０号
福岡市早良区大字石釜1875番地の１
破産者　鳥飼商事有限会社
１　決定年月日　平成26年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部